

豊頃町行政改革大綱《第7次》推進項目別進捗状況

1 協働のまちづくりの推進

(1) 町民との協働によるまちづくり

- ・ 地域活動に対する支援

① 地域提案支援事業交付金制度の推進

【企画課】

行政への多様なニーズに応じていくため、町民が主体的となり独自に提案する事業を推進することで、まちづくりへの意識の向上を図り、今後も多様な分野において町民と協働しながら効率的な行政運営に努めます。

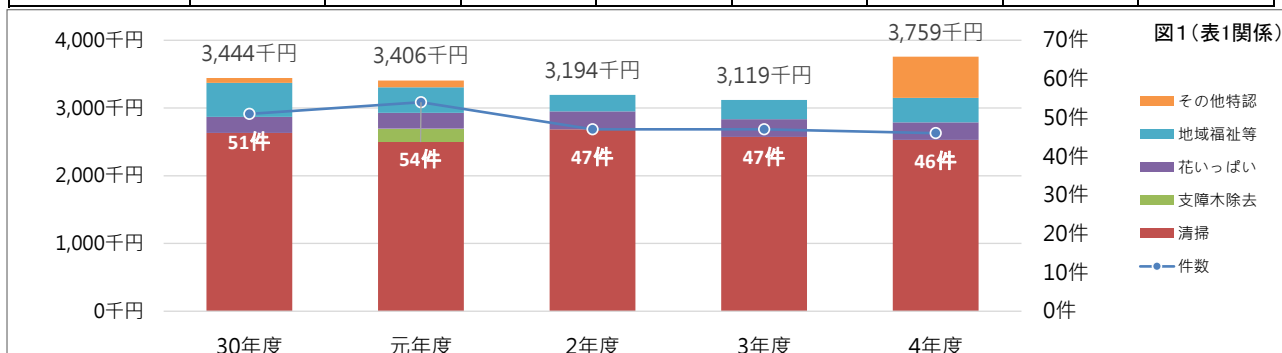
・平成20年4月1日～

豊頃町協働のまちづくり地域提案支援事業交付金交付要綱の制定

●表1 事業実績

(単位:件、千円)

年度	H27		H28		H29		H30		R元		R2		R3		R4	
項目	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
清掃事業	33	2,411	32	2,212	32	2,380	32	2,634	31	2,507	34	2,687	33	2,574	29	2,529
うち町道・町有地清掃	23	1,131	23	1,131	23	1,131	22	1,113	22	1,113	23	1,130	22	1,085	18	946
うち排水清掃	5	416	5	416	4	386	4	386	4	386	4	386	4	356	4	386
うち河川清掃	5	864	4	665	5	863	6	1,135	5	1,008	7	1,171	7	1,133	7	1,197
支障木除去事業	1	105	2	305	1	105	0	0	1	187	0	0	0	0	0	0
花いっぱい事業	7	220	7	235	7	235	7	235	7	235	8	265	7	260	7	260
地域福祉・保健・防災・交流事業	10	384	15	482	14	418	11	503	12	377	5	242	7	285	9	360
その他特認事業等	4	326	3	340	2	70	1	72	3	100	0	0	0	0	1	610
計	55	3,446	59	3,574	56	3,208	51	3,444	54	3,406	47	3,194	47	3,119	46	3,759
(実団体数)	29		33		30		31		32		28		31		28	



② 自主防災組織の整備促進

【総務課】

現在5団体が組織されています。各組織においては、可能な範囲で自主的に避難訓練等を実施しています。今後も自主防災組織の拡充を図り、町民の防災意識の向上を図っていきます。

③ 地域づくり協議会に対する支援

【教育課】

各地域コミュニティ活動活性化のため、事業展開の相談・支援体制の充実を図るとともに、地域づくり協議会未設置地域の自主的な組織形成を推進しており平成28年度において1協議会が新たに組織され全体で7協議会となり、町民主体のまちづくりや、地域における絆づくりの活動を通して、町民自らの手で「明るく豊かな住み良い」町づくりが進められています。

今後も各地域づくり協議会への奨励費交付や指導援助、町づくり講演会の開催、「報徳のおしえ」等を推進していきます。

④ 行政区の統合等

【企画課】

大津地域においては住民による話し合いで2区と3区が統合されたことから、平成29年4月1日から町内の行政区は34行政区となっています。

豊頃町行政区設置条例での行政区の基準は40戸としており、現在基準を下回っている行政区は24行政区あります。このことから、集落機能維持に向け、地域住民の意向を踏まえうえて行政区の統合等を検討していきます。

⑤ 地域等による資源ごみ収集・分別奨励事業の推進

【住民課】

市街地及び農村部における分別収集の状況を把握し、現収集体制における分別方法の徹底を各行政区へ依頼するとともに、事業の推進方法及び財政効果等についての検討を行い、平成27年4月からの資源ごみ集団回収活動助成事業については、現在6団体が資源ごみ回収活動を行っています。

平成28年4月から収集運搬委託費の圧縮を図るため、収集実績をもとに農村部の不燃ごみの収集回数を市街地と同様に隔週にする等の見直しを行いました。

また、紙おむつの無料収集の方式を、事務処理の効率化を図るため平成29年4月から申請に基づき交付していた「紙おむつ専用シール」を廃止し、中身が確認できる袋で出していただく方式に変更しました。

平成29年4月から、全国的に問題になっていたスプレー缶の収集方法について、排出時と収集時の安全確保のために「中身を使い切り、穴をあけない」で他の缶類と分けて「資源ごみの日」に排出する方式に変更しています。

今後においても、分別収集の徹底を図るとともに減量化とリサイクルの推進等、循環型社会の構築に向けた住民意識の形成を図っていきます。

(2) 町民参加の推進

- ・ 情報技術を活用した広聴の充実

【企画課】

⑥ 町ホームページの広報・広聴機能充実

行政情報をはじめ町のトピックスなどを広く発信するホームページについては、令和4年度にフルリニューアルし、スマートフォン用レイアウトでの閲覧が可能となり、システムの変更により内容更新が容易になったことから、迅速に情報提供が可能となりました。

今後も、より「見やすく」、「使われやすい」ホームページを目指し更新を行います。

⑦ 男女共同参画社会の形成

【総務課】

男女対等な意見を町政に反映させるために、審議会等で女性委員の積極的な登用を推進することとし、女性リーダーの育成や地域講座、オンライン講座の開催、町内団体構成員の女性比率の向上を推進するなど、実質的な機会の均等を目指します。

【令和4年度】法令、政令及び条例による審議会等における女性登用比率 16.3% (令和4年度 全道平均比率 23.6%)
 【令和3年度】法令、政令及び条例による審議会等における女性登用比率 16.2% (令和3年度 全道平均比率 23.3%)

2 効率的な事務事業の推進

(1) 公共施設の適正管理

① 公共施設等個別計画の策定

【企画課】

令和3年度に個別計画を策定し、今後、保有する公共施設の状況を踏まえながら、長寿命化や施設の統廃合などを検討するとともに計画的な公共施設の維持管理に努めていきます。

(2) 民間委託・民営化の推進

② 民間委託・民営化の検討

【各課】

平成18年度から町有牧野、令和3年度から町立豊頃医院及び大津診療所の指定管理者制度による委託を実施しています。

今後、事務事業を含め民間委託や指定管理者制度による効率的な公共施設等の運営を継続的に検討し、取り組み可能なものから実施をしていきます。

3 時代に即した組織・機構の整備

(1) 行政機構の整備及び適正な人事管理

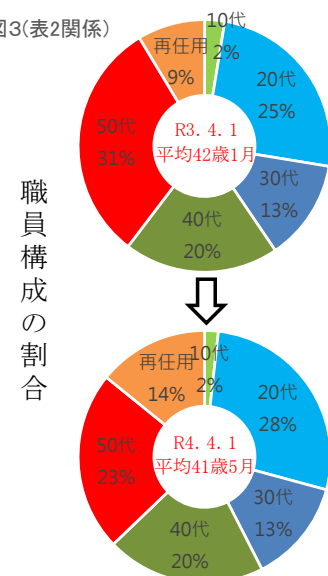
① 職員数、年齢構成の適正配置

【総務課】

●表2 年齢構成と職員数

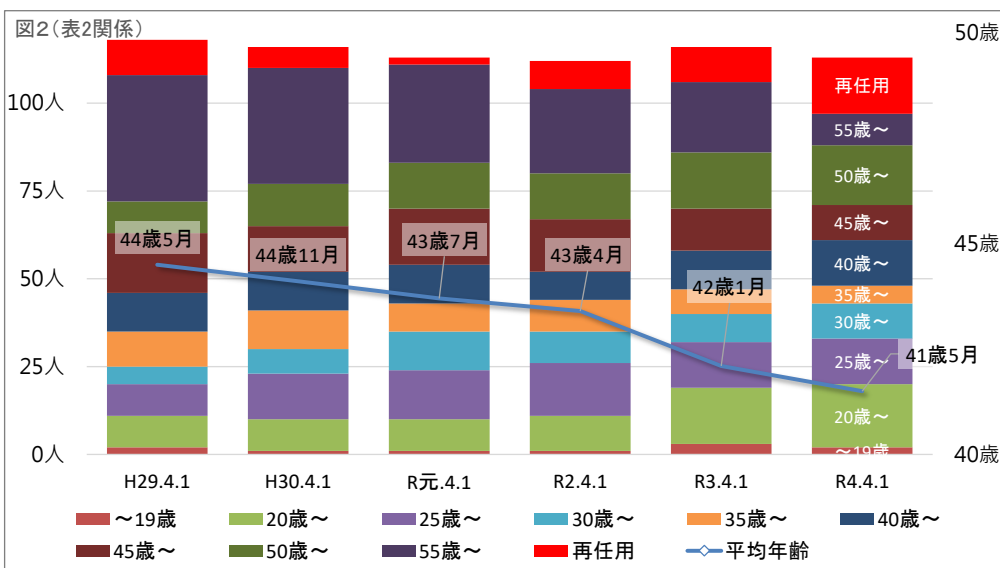
区分	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
組織・機構	11課41係	11課41係	11課41係	12課39係	12課41係	12課40係	12課40係	9課39係
20歳未満	0	1	2	1	1	1	3	2
20歳～24歳	8	8	9	9	9	10	16	18
25歳～29歳	7	8	9	13	14	15	13	13
30歳～34歳	6	5	5	7	11	9	8	10
35歳～39歳	6	7	10	11	8	9	7	5
40歳～44歳	14	13	11	11	11	8	11	13
45歳～49歳	10	12	17	13	16	15	12	10
50歳～54歳	24	20	9	12	13	13	16	17
55歳～59歳	29	34	36	33	28	24	20	9
60歳～(再任用職員)	1	3	10	6	2	8	10	16
計	105	111	118	116	113	112	116	113
職員(正・準)数	104	108	108	110	111	104	106	97
再任用職員数	1	3	10	6	2	8	10	16
平均年齢	47歳0月	46歳1月	44歳5月	44歳11月	43歳7月	43歳4月	42歳1月	41歳5月

図3(表2関係)



職員構成の割合

図2(表2関係)



② 時代にあった行政機構等の見直し

● 表3 令和3年4月1日の機構図

12課（所、室、事務局）40係（支所等）

課		係（支所等）	
総務課		総務係	財政係
企画課		町づくり推進係 広報情報係	
住民課		住民税係	生活環境係 資産税係 管財契約係 戸籍年金係 (大津支所)
福祉課		福祉係	健康係 介護保険係 保険係
子育て支援所		子育て支援係（子どもプラザ） (大津保育所)	
産業課		農政係	土地改良係 畜産係 水産係 林政係
商工観光課		商工係	観光係
施設課		建築住宅係	土木係 水道係 土木管理係 施設管理係 地籍係
出納室		出納係	
教育委員会	教育課	総務係	車両係 学校教育係 体育振興係 社会教育係 (学校給食センター) 図書係
議会事務局		庶務係	
農業委員会事務局		農地振興係	

● 表4 令和4年4月1日の機構図

9課（所、室、事務局）39係（支所等）

課		係（支所等）	
総務課		総務係	危機対策係 財政係 管財契約係
企画課		町づくり推進係 広報情報係 商工観光係	
住民課		住民税係	出納係 資産税係 生活環境係 戸籍年金係 (大津支所)
福祉課		福祉係	子育て支援係 (子どもプラザ) 介護保険係 健康係 (大津保育所) 保険係
産業課		農政係	水産係 畜産係 林政係 土地改良係
施設課		施設住宅管理係	地籍係 水道係 土木係 建築係
教育委員会	教育課	総務係	車両係 学校教育係 体育振興係 社会教育係 (学校給食センター) 図書係
議会事務局		庶務係	
農業委員会事務局		農地振興係	

(2) 広域的な行政体制の推進

③ 事務事業の広域的連携の推進

【企画課】

● 平成23年7月1日～

十勝定住自立圏

中心市宣言を行った帯広市と協定を締結し、救急医療体制の確保を図るなどの「生活機能の強化に係る政策分野」、移住交流の促進を図るなどの「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」、人材育成を図るための「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」の取り組みを、相互に役割を分担して連携協力しています。

● 平成23年7月1日～

フードバレーとから

十勝の特性・優位性や蓄積されてきた産業基盤を活用し、「フードバレーとから推進協議会」においてオール十勝で産業振興に取り組んでいます。

● 平成25年6月1日～

十勝バイオマス産業都市

7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が十勝地域19市町村を「バイオマス産業都市」に指定したことから、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化のため、「バイオマス産業都市」の構築を目指しています。

● 平成26年5月28日～

十勝地域産業活性化協議会

十勝地域において、産学官の広域的な枠組みの中で、産業集積及びその活性化に向け取り組みを推進しています。

● 平成28年4月1日～

とから広域消防事務組合を設立

消防体制の充実・強化を図るため、消防業務を十勝管内19市町村で共同処理する「とから広域消防事務組合」を平成27年に設立し、平成28年4月1日から帯広市に消防本部を置き共通事務の一元処理及び統一的な制度運用などの消防業務を広域で開始しています。

● 平成30年4月1日～

十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合

効率的・効果的な広域連携の取り組みを進め、持続的に発展する活力ある地域づくりを目指します。

④ 新たな広域連携制度の調査研究

他の市町村と連携して事務を処理するに当たっての基本的な指針及び役割分担を定める「連携協約」を締結できる制度及び事務の一部を他の市町村に管理・執行させることができる「事務の代替執行」の制度が創設されたことに伴う制度の調査研究を進めます。

4 健全な財政運営の推進

(1) 財政健全化に関する法に基づく指針

① 財政健全化の推進（R3～R7）の策定

● 表5 財政計画と決算（普通会計）

【総務課】

(単位：千円)

年 度		R2		R3		R4		R5	
項 目		財政計画	決 算	財政計画	決 算	財政計画	決算見込	財政計画	予 算
自主財源	地方税	440,509	610,064	579,350	615,211	553,150	607,120	536,350	472,183
	使用料・手数料	213,300	154,584	91,345	137,440	90,650	91,263	90,257	85,656
	財産収入	50,000	51,016	41,620	56,553	41,620	54,690	41,620	48,553
	繰入金	188,940	114,626	190,000	129,846	224,000	434,070	156,000	503,741
	諸収入	110,000	118,327	106,412	122,778	106,297	170,883	106,183	156,589
	その他	26,239	222,713	77,891	234,959	66,645	186,432	51,389	171,554
	小 計	1,028,988	1,271,330	1,086,618	1,296,787	1,082,362	1,544,458	981,799	1,438,276
依存財源	地方交付税	2,296,512	2,344,205	2,297,723	2,673,533	2,258,293	2,636,829	2,222,678	2,362,070
	地方譲与税等	167,765	107,608	124,664	108,738	144,510	111,858	169,189	110,702
	国・道支出金	578,707	1,115,877	657,016	987,151	1,162,493	1,566,819	629,654	833,414
	分担金・負担金	115,400	131,349	119,890	122,158	101,190	90,865	66,170	23,838
	地方債	370,700	779,485	671,000	507,075	1,683,000	1,472,717	887,400	1,165,500
	小 計	3,529,084	4,478,524	3,870,293	4,398,655	5,349,486	5,879,088	3,975,091	4,495,524
歳入合計		4,558,072	5,749,854	4,956,911	5,695,442	6,431,848	7,423,546	4,956,890	5,933,800

【歳出】

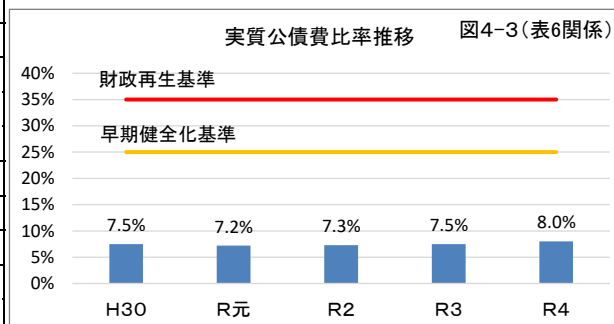
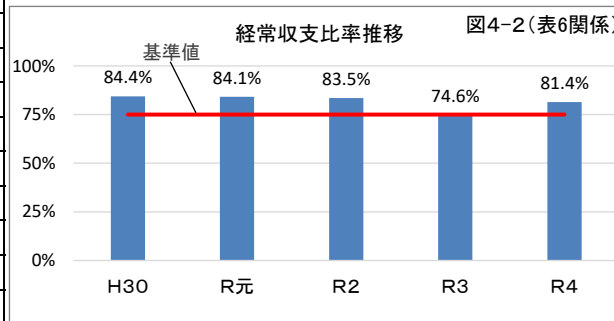
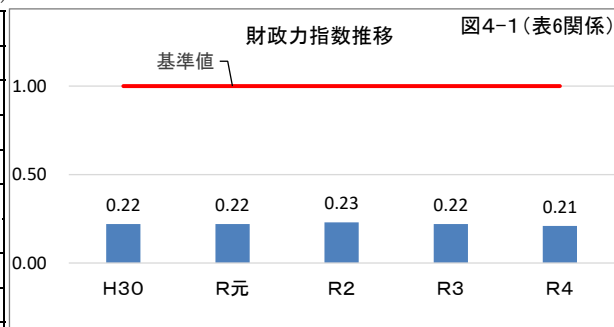
(単位：千円)

年 度		R2		R3		R4		R5	
項 目		財政計画	決 算	財政計画	決 算	財政計画	決算見込	財政計画	予 算
義務費	人件費	863,190	1,014,783	969,418	1,000,867	921,661	965,539	927,660	967,983
	扶助費	230,000	264,204	265,000	342,880	265,000	266,332	265,000	258,385
	公債費	540,928	524,489	551,442	551,409	570,490	574,233	571,912	699,368
	小 計	1,634,118	1,803,476	1,785,860	1,895,156	1,757,151	1,806,104	1,764,572	1,925,736
消費的経費	物件費	500,000	626,135	578,714	553,547	558,934	703,640	553,167	769,309
	維持補修費	120,000	107,595	115,267	174,308	112,500	156,388	112,500	102,293
	補助費等	780,000	918,938	495,878	590,363	491,178	774,445	490,600	520,399
	貸付金	70,000	80,000	80,000	80,000	80,000	95,000	80,000	95,000
	積立金	3,924	200,876	61,270	458,500	54,100	687,350	54,100	85,846
	繰出金	490,000	406,770	325,253	397,612	323,163	430,268	355,018	408,975
小 計	1,963,924	2,340,314	1,656,382	2,254,330	1,619,875	2,847,091	1,645,385	1,981,822	
投資経費	普通建設事業	888,357	1,480,653	1,448,822	1,388,761	3,021,264	2,685,843	1,503,373	2,025,242
	災害復旧事業	20,000	6,356	1,000	62,770	1,000	83,508	1,000	0
	小 計	908,357	1,487,009	1,449,822	1,451,531	3,022,264	2,769,351	1,504,373	2,025,242
歳出合計		4,506,399	5,630,799	4,892,064	5,601,017	6,399,290	7,422,546	4,914,330	5,932,800
基金残高		4,394,621	5,121,386	4,988,091	5,515,916	4,860,900	5,816,877	4,779,479	5,398,983
地方債残高		—	5,062,534	4,892,273	5,035,862	6,020,264	5,952,532	6,349,269	6,450,134

●表6 普通会計の財政状況

(単位:百万円)

年 度	H 30	R元	R2	R3	R4	
年度末住民基本台帳人口	3,171	3,124	3,080	3,023	2,958	
決 算 状 況	歳 入 合 計	4,773	4,853	5,750	5,695	7,424
	町 税	595	632	610	615	607
	地方交付税	2,250	2,259	2,344	2,674	2,638
	普 通	2,072	2,097	2,187	2,469	2,445
	特 別	178	162	157	205	193
	地 方 債	421	339	779	507	1,473
	臨財債	111	83	83	113	30
	歳 出 合 計	4,655	4,748	5,631	5,601	7,423
	人 件 費	992	996	1,015	1,001	966
	職 員 給 与	579	566	560	564	574
公 債 費	464	501	524	551	574	
投 資 的 経 費	1,147	1,144	1,487	1,452	2,769	
各 財 政 指 標	財政力指数	0.22	0.22	0.23	0.22	0.21
	経常収支比率	84.4	84.1	83.5	74.6	81.4
	実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	連結赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	実質公債費比率	7.5	7.2	7.3	7.5	8.0
	将来負担比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基 金 残 高	基金残高合計	4,969	4,976	5,121	5,516	5,817
	財政調整基金	2,116	2,201	2,255	2,375	2,422
	減債基金	549	549	550	550	770
	その他	2,304	2,226	2,316	2,591	2,625
地方債残高	4,920	4,785	5,063	5,036	5,953	
債務負担行為残高	305	354	244	1,905	1,908	
職 員 数	職員合計	106	107	103	106	96
	正 職 員	75	74	73	73	68
	準 職 員	31	33	30	33	28



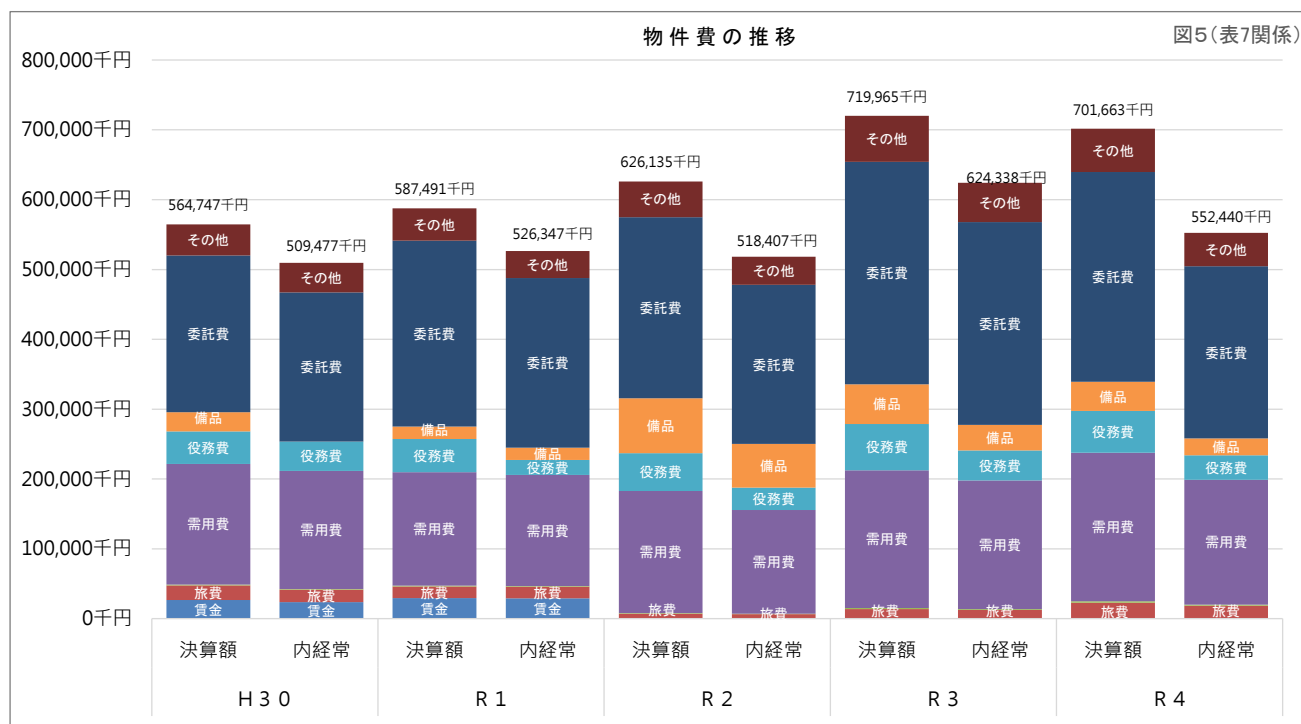
◎ 各財政指数の説明

- ・ 財 政 力 指 数 ～ 普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年度平均値で、この数値が1に近いほど財政的体力があることとなります。
- ・ 経 常 収 支 比 率 ～ 経常一般財源に対する経常経費充当一般財源の割合で、70%程度が適正と考えられ、75%を超えると財政の弾力性が失われつつあると考えられています。
- ・ 実 質 赤 字 比 率 ～ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断』の指標のひとつで、一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引いた額が赤字になった場合、地方公共団体が通常収入されるであろう経常的一般財源の規模に対する赤字額の割合です。15%を超えると黄色信号(早期健全化基準)、20%を超えた場合は赤信号(財政再生基準)と判断されます。
- ・ 連 結 実 質 赤 字 比 率 ～ 実質赤字比率同様、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断』の指標のひとつで、普通会計、特別会計のすべての会計収支の合計が赤字であった場合、どの程度の赤字であったのかを比率で表したものです。20%を超えると黄色信号(早期健全化基準)、40%を超えた場合は赤信号(財政再生基準)と判断されます。
- ・ 実 質 公 債 費 比 率 ～ 実質赤字比率同様、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断比率』の指標のひとつで、町の借入金の返済額及びそれに準じるものの額を指標化したものです。言い換えれば、収入のうちどの位の借金を返済に充てているかを示すもので、25%を超えると黄色信号(早期健全化基準)、35%を超えた場合は赤信号(財政再生基準)と判断されます。
- ・ 将 来 負 担 比 率 ～ 実質赤字比率同様、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断』の指標のひとつで、一般会計等が背負っている借金が、その会計の標準的な年間収入の何年分であるかを表しています。100%が1年分に相当し、350%を超えると黄色信号(早期健全化基準)と判断されます。

● 表7 物件費の状況

(単位：千円)

区分	年度	H 30		R元		R2		R3		R4	
	項目	支出額	前年度対比	支出額	前年度対比	支出額	前年度対比	支出額	前年度対比	支出額	前年度対比
決算額	賃金	26,551	0.2	29,328	10.5	0	▲ 100.0	0	0.0	0	0.0
	旅費	21,064	5.0	16,689	▲ 20.8	7,125	▲ 57.3	13,604	90.9	22,791	67.5
	交際費	1,257	17.0	1,189	▲ 5.4	849	▲ 28.6	1,550	82.6	2,050	32.3
	需用費	172,666	▲ 2.4	162,467	▲ 5.9	174,719	7.5	197,269	12.9	212,586	7.8
	役務費	46,633	15.9	47,594	2.1	54,373	14.2	66,194	21.7	59,934	▲ 9.5
	備品購入費	27,319	▲ 57.2	17,853	▲ 34.6	78,662	340.6	57,007	▲ 27.5	41,747	▲ 26.8
	委託費	224,732	0.5	266,145	18.4	259,279	▲ 2.6	318,437	22.8	300,545	▲ 5.6
	その他	44,525	▲ 14.0	46,226	3.8	51,128	10.6	65,904	28.9	62,010	▲ 5.9
	計	564,747	▲ 6.5	587,491	4.0	626,135	6.6	719,965	15.0	701,663	▲ 2.5
上記のうち 経常経費	賃金	23,609	4.4	29,188	23.6	0	▲ 100.0	0	0.0	0	0.0
	旅費	17,984	14.6	16,445	▲ 8.6	6,376	▲ 61.2	12,369	94.0	18,650	50.8
	交際費	858	16.1	880	2.6	728	▲ 17.3	1,160	59.3	1,380	19.0
	需用費	168,932	0.5	159,354	▲ 5.7	148,322	▲ 6.9	184,406	24.3	178,852	▲ 3.0
	役務費	42,301	10.6	21,538	▲ 49.1	32,344	50.2	42,845	32.5	34,913	▲ 18.5
	備品購入費	0	0.0	17,503	皆増	62,531	257.3	36,844	▲ 41.1	24,283	▲ 34.1
	委託費	213,495	0.5	242,793	13.7	227,788	▲ 6.2	290,386	27.5	246,663	▲ 15.1
	その他	42,298	▲ 12.8	38,646	▲ 8.6	40,318	4.3	56,327	39.7	47,699	▲ 15.3
	計	509,477	0.6	526,347	3.3	518,407	▲ 1.5	624,338	20.4	552,440	▲ 11.5



(2) 財源の確保

② 町税等収納対策の強化

【関係各課】

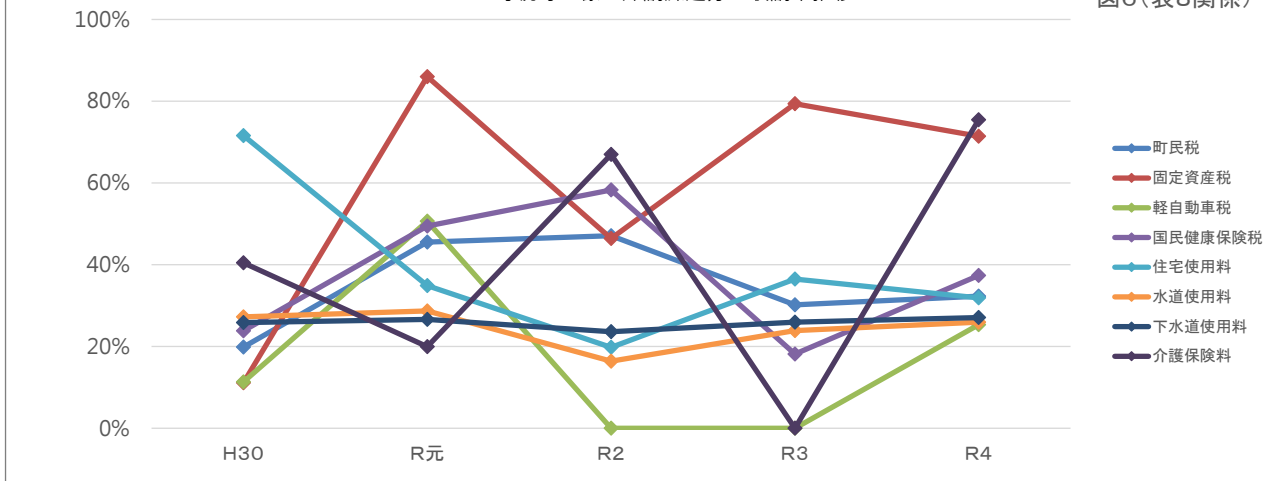
町税等の徴収については、それぞれの担当課において効率的に徴収事務を行っており、本町は高い徴収率となっています。しかしながら一部において町税等の滞納が発生しており、これらの徴収においては担当職員の経験と努力により、粘り強く収納対策を実施しております。特に町税では納期内納税者との公平を保つため、法令に基づく滞納処分を行ってまいります。なお、今後も滞納者の生活実態等の情報を共有するなど、町税等の滞納額の収率向上を図り、税収等の確保に努めます。

●表8 町税等に係る滞納繰越分の徴収実績 (令和5年4月現在) (単位:円)

区分	年度	H30		R元		R2		R3		R4	
		徴収額 対象額	収納率 (%)	徴収額 対象額	収納率 (%)	徴収額 対象額	収納率 (%)	徴収額 対象額	収納率 (%)	徴収額 対象額	収納率 (%)
町税	町民税	481,540	19.86	1,145,175	45.55	625,700	47.10	223,000	30.20	235,933	32.29
		2,424,759	不納欠損額 1,097円	2,514,268	不納欠損額 272,906円	1,328,466	不納欠損額 168,503円	738,451		730,632	
	固定資産税	1,165,908	11.11	10,181,978	86.60	987,262	46.41	1,864,792	79.40	1,052,300	71.41
		10,490,908	不納欠損額 63,600円	11,757,200	不納欠損額 230,300円	2,127,122	不納欠損額 556,868円	2,348,592	不納欠損額 102,800円	1,473,600	不納欠損額 274,600円
軽自動車税	7,200	11.33	33,052	50.64	0	0.00	0	0.00	10,800	25.35	
	63,572	不納欠損額 4,000円	65,272	不納欠損額 21,020円	11,200	不納欠損額 11,200円	12,900		42,600		
国民健康保険税	1,494,056	23.83	3,432,822	62.24	1,496,753	58.29	262,096	18.16	323,891	37.37	
	6,269,502	不納欠損額 212,700円	5,515,076	不納欠損額 37,400円	2,567,754	不納欠損額 31,200円	1,442,901		866,598		不納欠損額 67,500円
その他	住宅使用料	411,708	71.61	211,800	34.91	110,684	19.79	287,700	36.52	234,500	31.92
		574,918		606,678		559,418		787,834		734,634	
	水道使用料	124,571	27.25	171,106	28.70	96,601	16.41	205,225	23.91	293,091	25.95
		457,088		596,179		588,509		858,190		1,129,418	
下水道使用料	24,780	25.87	45,330	26.60	33,818	23.61	63,537	25.94	93,150	27.08	
	95,775		133,515		143,265		244,925		343,988		
介護保険料	397,400	40.45	155,600	19.96	170,200	67.00	0	—	106,300	75.44	
	982,500	不納欠損額 51,800円	779,700	不納欠損額 384,000円	254,000	不納欠損額 83,800円	0		140,900		
学校給食費	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	
	0		0		0		0		0		

町税等に係る滞納繰越分の収率推移

図6(表8関係)



③ ふるさと応援寄附金事業の活用

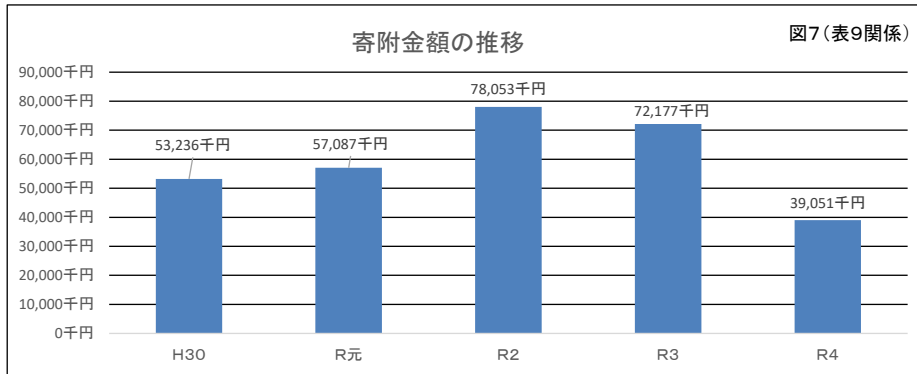
【企画課】

平成28年度から実施している「ふるさと応援寄附金事業」は、令和2年度以降は減少傾向にあり、更に令和4年度は総務省通知により返礼品調達費を寄附額の3割以下に、経費の総額を5割以下に設定したことなどが影響し減少したと思われます。

今後は、新商品の充実やサイトの運用方法の見直し、追加など寄附に繋がる環境を整えていくとともに、寄附金については「まちづくり」の財源として有効に活用し、本町特産品のPRに繋げていきます。

● 表9 ふるさと応援寄附金実績

年度	寄附件数	寄附金額	事業経費 (返礼品等)	(参考)町民の町外自治体への 寄附による町民税控除額
H30	6,689 件	53,236 千円	39,326 千円	1,988 千円
R元	7,367 件	57,087 千円	43,700 千円	2,706 千円
R2	10,521 件	78,053 千円	55,424 千円	3,143 千円
R3	9,875 件	72,177 千円	53,432 千円	2,945 千円
R4	3,888 件	39,051 千円	27,645 千円	2,965 千円



(3) 補助金、使用料・手数料の適正化

④ 補助金等交付の適正化

【総務課】

豊頃町補助金等交付規則により適正に交付しています。今後においても費用対効果の観点から交付対象を精査し、適正かつ速やかな事務処理に努め補助金等の交付についての適正化を図ってまいります。

⑤ 各使用料・手数料の見直し

【関係各課】

- ・ 必要に応じて随時見直しを行います。
- ・ 平成24年度において、豊頃町行政財産使用料条例、豊頃町有土地使用料徴収条例及び豊頃町普通河川管理条例の一部を改正
- ・ 平成25年度において、茂岩山パークゴルフ場使用料を無料化、道路占用料の改定及び河川敷地占用料等の区分を改正
- ・ 平成29年度において、健康診査検診料の一部を改正
- ・ 令和2年度及び令和3年度において、通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を廃止

(参考)

* 公共下水道

【施設課】

・ 平成26年4月1日～ 使用料の一部改正(平均2.8%アップ) …… (消費税の改定に伴い)

● 表10 使用料体系と収支状況 (単位: 千円、件、m³)

年度	収益的 経費	区分	基本料金			超過料金			使用料 収入
			基準	使用料	延べ件数	基準	使用料	延べ超過量	
H27	86,794	一般	8m ³ まで	1,230	10,814	〃	165	70,072	25,693
		収容	100m ³ まで	5,140	48	〃	51	13,821	
H28	81,369	一般	8m ³ まで	1,230	10,732	〃	165	70,229	25,509
		収容	100m ³ まで	5,140	48	〃	51	12,347	
H29	79,961	一般	8m ³ まで	1,230	10,977	〃	165	69,443	25,542
		収容	100m ³ まで	5,140	48	〃	51	11,798	
H30	77,443	一般	8m ³ まで	1,230	10,980	〃	165	70,130	25,712
		収容	100m ³ まで	5,140	48	〃	51	9,852	
R元	73,601	一般	8m ³ まで	1,230	11,059	〃	165	70,293	25,609
		収容	100m ³ まで	5,140	48	〃	51	10,505	
R2	68,931	一般	8m ³ まで	1,230	10,970	〃	165	73,488	26,128
		収容	100m ³ まで	5,140	36	〃	51	10,071	
R3	83,225	一般	8m ³ まで	1,230	11,075	〃	165	73,784	26,228
		収容	100m ³ まで	5,140	36	〃	51	9,010	
R4	80,476	一般	8m ³ まで	1,230	11,115	〃	165	68,406	25,390
		収容	100m ³ まで	5,140	36	〃	51	8,344	

*簡易水道

・平成26年4月1日～ 使用料の一部改正(平均2.9%アップ) ……(消費税の改定に伴い)

●表1-1 使用料体系(抜粋)と収支状況 (単位:千円、件、㎡)

年度	収益的経費	区分	基本料金			超過料金(1㎡当たり)			使用料収入
			基準	使用料	延べ件数	基準	使用料	延べ超過量	
H27	148,430	一般	8㎡まで	2,160	14,961	8㎡超え	247	94,377	126,383
						30㎡超え	195	141,838	
						300㎡超え	174	127,755	
H28	104,067	一般	8㎡まで	2,160	14,843	8㎡超え	247	92,833	125,086
						30㎡超え	195	138,894	
						300㎡超え	174	131,202	
H29	97,131	一般	8㎡まで	2,160	15,082	8㎡超え	247	92,303	126,531
						30㎡超え	195	142,961	
						300㎡超え	174	135,708	
H30	95,371	一般	8㎡まで	2,160	15,053	8㎡超え	247	92,712	126,667
						30㎡超え	195	143,018	
						300㎡超え	174	139,761	
R元	93,748	一般	8㎡まで	2,160	15,108	8㎡超え	247	94,243	126,160
						30㎡超え	195	142,852	
						300㎡超え	174	140,198	
R2	92,767	一般	8㎡まで	2,160	15,033	8㎡超え	247	100,327	135,429
						30㎡超え	195	148,862	
						300㎡超え	174	180,691	
R3	91,961	一般	8㎡まで	2,160	15,080	8㎡超え	247	98,189	135,746
						30㎡超え	195	149,900	
						300㎡超え	174	181,931	
R4	114,060	一般	8㎡まで	2,160	12,105	8㎡超え	247	94,305	114,404
						30㎡超え	195	150,787	
						300㎡超え	174	182,204	
R元	93,748	営業	15㎡まで	4,190	313	15㎡超え	267	4,150	126,160
						100㎡超え	247	236	
						15㎡超え	299	22,984	
R2	92,767	営業	15㎡まで	4,190	279	15㎡超え	267	3,599	135,429
						100㎡超え	247	137	
						15㎡超え	299	21,410	
R3	91,961	営業	15㎡まで	4,190	271	15㎡超え	267	3,540	135,746
						100㎡超え	247	138	
						15㎡超え	299	22,780	
R4	114,060	営業	15㎡まで	4,190	215	15㎡超え	267	3,438	114,404
						100㎡超え	247	108	
						15㎡超え	299	20,115	
R元	93,748	団体	15㎡まで	4,190	1,824	15㎡超え	299	24,940	126,531
						15㎡超え	299	25,616	
						15㎡超え	299	25,616	
H27	148,430	営業	15㎡まで	4,190	392	15㎡超え	267	4,467	126,383
						100㎡超え	247	161	
						15㎡超え	299	27,272	
H28	104,067	営業	15㎡まで	4,190	1,852	15㎡超え	299	25,616	125,086
						15㎡超え	299	25,616	
						15㎡超え	299	25,616	
H29	97,131	営業	15㎡まで	4,190	1,824	15㎡超え	299	24,940	126,531
						15㎡超え	299	24,940	
						15㎡超え	299	24,940	
H30	95,371	営業	15㎡まで	4,190	1,833	15㎡超え	299	23,377	126,667
						15㎡超え	299	23,377	
						15㎡超え	299	23,377	

*公園施設

- ・平成25年4月1日～ 茂岩山パークゴルフ場使用料を無料化
- ・平成25年3月 茂岩山キャンプ場バンガローの移設を行い利用増進を目指す
- ・平成26年 茂岩山キャンプ場バンガローの設置場所の変更及び通路の舗装を行い駐車帯設置
- ・平成30年 茂岩山キャンプ場や焼肉施設の更新を行い利用増進を目指す
- ・令和元年度 茂岩山キャンプ場バンガローの更新を行い利用増進を目指す(窓サッシ改修)
- ・令和2年度 茂岩山キャンプ場バンガローの更新を行い利用増進を目指す(窓サッシ改修)
- ・令和3年度 茂岩山キャンプ場バンガローの更新を行い利用増進を目指す(窓サッシ改修)
- ・令和4年度 茂岩山キャンプ場トイレの更新を行い利用増進を目指す(屋根塗装・内部電気・換気扇改修ほか)

●表1-2 使用料の推移 (単位:千円)

年度	H 27	H 28	H 29	H 30	R元	R2	R3	R4
使用料	847	812	693	732	888	631	595	787

***保育所**

【福祉課】

- ・平成27年4月1日～
- ・令和元年10月1日～

「子ども・子育て支援制度」が始まり、これまでの保育料金から増額になる場合には、平成26年度入所していた児童が卒所するまでの間に限り、市町村民税額を調整して増額とならないように算定できるようにしました。

「子ども・子育て支援制度」の大規模改変により3歳児以上の保育料が無償化となったのに伴い当町も3歳児以上の保育料を無償化としました。

***町営住宅使用料の状況**

【施設課】

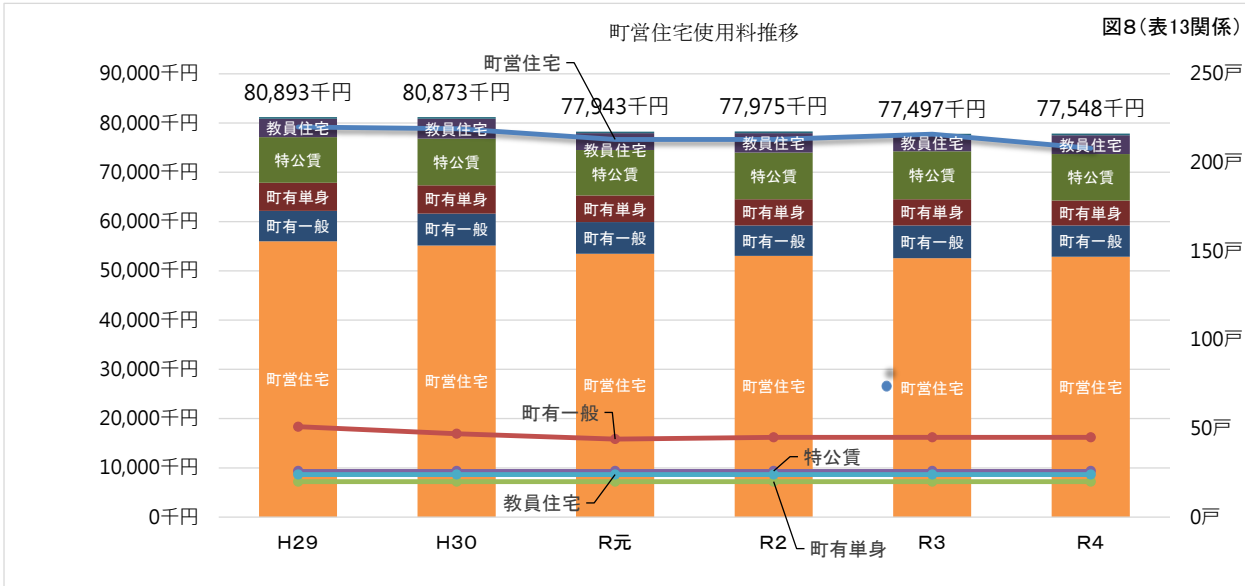
- ・平成21年4月1日～ 車庫等使用料を家賃と分離するなど政令による改正

●表13 使用料の推移

(単位：戸、千円)

年度	町営住宅		町有住宅(一般)		町有住宅(単身)		特公賃(一般・単身)		教員住宅		合計	
	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料
H27	218	56,213	45	5,361	20	5,787	26	8,986	26	4,153	335	80,500
H28	222	54,880	51	5,926	20	5,564	26	8,949	26	3,846	345	79,165
H29	220	55,991	51	6,192	20	5,714	26	9,250	24	3,746	341	80,893
H30	219	55,134	47	6,488	20	5,724	26	9,498	24	4,029	336	80,873
R元	213	53,478	44	6,408	20	5,411	26	9,217	24	3,429	327	77,943
R2	213	53,024	45	6,172	20	5,339	26	9,488	24	3,952	328	77,975
R3	216	52,559	45	6,661	20	5,294	26	9,772	24	3,211	331	77,497
R4	208	52,873	45	6,350	20	5,043	26	9,425	24	3,857	323	77,548

(注)平成22年度に新築した「漁業振興住宅2戸」は、「町有住宅一般」を含む。



***各種健康診査健診料**

【福祉課】

- ・平成22年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正
- ・平成29年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正 (特定健康診査、前立腺がん検診、高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種自己負担額の改正及びPET乳がんドック、子宮がん検診(エコー検診)を新たに実施)
- ・平成30年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正 (特定健康診査自己負担額の改正及びピロリ菌検査を新たに実施)
- ・平成31年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正 (乳がん検診(エコー検査)を新たに実施)
- ・令和3年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正 (胃内視鏡、肺CT検査、すい臓ドックを新たに実施)

*** 町有土地**

ア 土地使用料

- ・平成24年4月1日～ 豊頃町行政財産使用料条例、豊頃町有土地使用料徴収条例及び豊頃町普通河川管理条例の一部を改正
- ・平成25年4月1日～ 河川敷地占用料等の区分を改正

●表14 電柱等に係る使用料の推移 (単位:千円)

年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
使 用 料	1,057	1,047	1,031	1,032	1,031	1,040	1,033

イ 道路占用料

- ・平成25年4月1日～ 地価見直しに伴う道路占用料の改定

●表15 電柱等に係る占用料の推移 (単位:千円)

年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
使 用 料	2,615	2,627	2,689	2,668	2,654	2,664	2,629

*** える夢館**

- ・平成20年4月1日～ 町外法人等の営利目的使用による使用料加算基準の引き上げ

*** 二宮報徳館**

- ・平成20年4月1日～ 減免規定及び営利目的使用による使用料加算基準を設定

*** 総合体育館**

- ・平成20年4月1日～ アリーナの使用料基準を改正し、新たに町外個人の使用を有料化

*** 町民プール**

- ・平成24年10月26日～ 町民個人は無料、団体利用有料(1時間:1,000円)で設定

*** 福祉施設・農業研修施設**

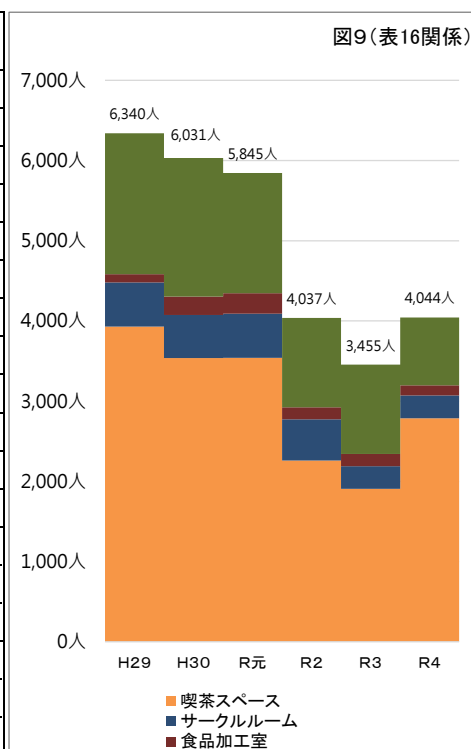
- ・平成20年4月1日～ 営利目的使用による使用料加算基準を設定

*** はるにれ友遊館**

- ・平成23年4月1日～ はるにれ友遊館条例施行

●表16 利用日数及び利用人数等の推移 (単位:日、人、円)

年 度	区 分	喫 茶 スペース	サークル ルーム	食品加工室	オープ ンスペース	合 計
H 29	利用日数	244	145	32	98	519
	利用人数	3,930	549	105	1,756	6,340
	使 用 料	0	50,000	100,000	0	150,000
H 30	利用日数	240	135	48	72	495
	利用人数	3,538	536	231	1,726	6,031
	使 用 料	0	60,000	117,920	4,000	181,920
R 元	利用日数	240	130	60	50	480
	利用人数	3,540	550	255	1,500	5,845
	使 用 料	0	60,000	112,400	2,000	174,400
R2	利用日数	207	127	43	19	396
	利用人数	2,261	512	150	1,114	4,037
	使 用 料	0	54,600	124,480	2,000	181,080
R3	利用日数	196	75	45	17	333
	利用人数	1,907	282	153	1,113	3,455
	使 用 料	0	55,000	119,280	0	174,280
R4	利用日数	240	87	36	19	382
	利用人数	2,787	285	125	847	4,044
	使 用 料	0	50,200	109,120	0	159,320



(4) 公営企業事業の法適用移行

⑥ 簡易水道事業・公共下水道事業の公営企業会計への移行

令和2年度 公営企業会計法適用基本計画を策定

令和3～4年度 公営企業会計法適用に伴う固定資産の評価及び台帳整備

令和4～5年度 公営企業会計法適用に伴う各種システムの選定及び移行準備

令和6年度 公営企業会計へ移行予定

(5) 財産管理の適正化

⑦ 未利用財産の売却・活用促進

・町有財産の有効活用を幅広く検討し、未利用財産の今後の活用方法若しくは売却についても検討します。

【総務課】

● 表17 住宅分譲（豊頃南町・茂岩末広町・茂岩栄町）団地販売状況（単位：件、千円）

【企画課】

年 度	H 29	H 30	R元	R2	R3	R4
販 売 区 画	2	1	1	1	0	0
販 売 額	2,062	990	815	990	0	0

● 表18 その他町有土地・建物売却状況（単位：件、千円）

【総務課】

年 度	H 29	H 30	R元	R2	R3	R4
宅 地 等	3	2	3	1	1	3
売 払 額	2,203	99	197	315	174	494

● 表19 町有林の立木売却状況（単位：ha、千円）

【産業課】

年 度	H 29	H 30	R元	R2	R3	R4
皆 伐 面 積	9.12	20.59	25.64	24.50	22.81	24.20
売 払 額	8,900	21,500	25,000	18,590	24,640	22,990

(6) 維持管理費等の削減

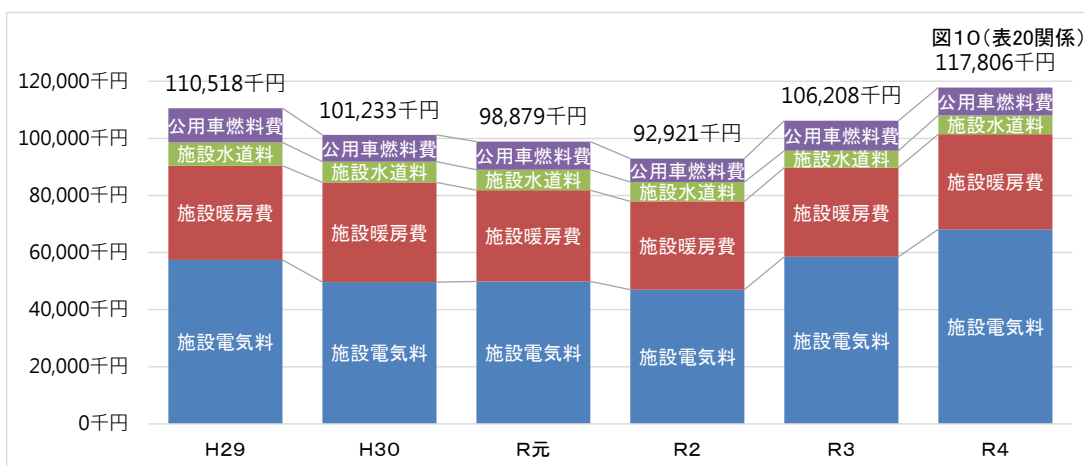
⑧ 町公共施設等の維持、管理費の削減

【総務課】【施設課】

町内街路灯のLED化を年次計画で実施し、令和3年度末現在約85%の改修率に対し、開始した平成25年度の年間使用料11,240千円に対し令和3年度は、7,900千円程度の見込みとなり、主要福祉施設の豊頃コミセンについても100%の改修率ではないが、改修前と比べ年間使用料が約30%削減されている

● 表20 電気料、燃料費等の推移（単位：千円）

年 度	H 29	H 30	R元	R2	R3	R4
施 設 電 気 料	57,454	49,651	49,899	47,021	49,242	60,317
施 設 暖 房 費	32,967	34,945	31,941	30,898	37,971	42,215
施 設 水 道 料	8,127	7,259	7,204	6,792	7,030	5,705
公 用 車 燃 料 費	11,970	9,378	9,835	8,210	10,524	12,263



⑨ コミセン等の地域管理委託

【施設課】

福祉施設8施設の内、豊頃コミセン・大津コミセン・アメニティホールを管理委託し、他5施設は地域管理としている。また農業施設13施設はすべて地域管理としている。

【管理委託料】

・豊頃コミセン 897千円 ・大津コミセン 600千円 ・アメニティホール 360千円

5 職員の意識改革・資質向上

(1) 職員の意識改革

① 職員の意識改革

【各課】

日頃から業務の無駄を見直し、職員一人ひとりが内部コストの削減に努めています。

(2) 職員の人材育成、確保

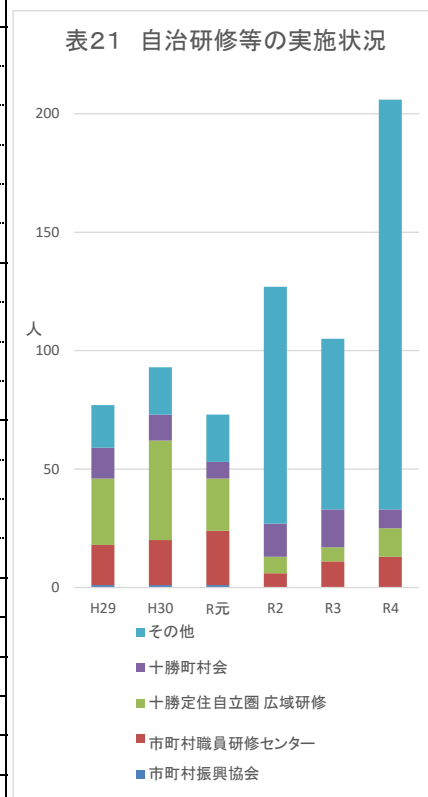
② 職員研修の充実

【総務課】

職員の恒常的な能力開発を図るため、計画的に職員研修を行っています。また、平成29年度から十勝市町村税滞納整理機構へ2年間、令和2年度から十勝町村会へ3年間職員の派遣をしており、より幅広い識見を身に付け、多様な人材育成するため、広域組織や自治体間の派遣を積極的に行い、今後はオンライン研修を含め研修機会を拡充していきます。

● 表21 自治研修等の実施状況 (単位:人)

研修先	研修名	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市町村振興協会	職員海外研修	1	1	1			
市町村職員研修センター	地方自治法	1	3				1
	法令実務		2	4		1	1
	政策形成能力開発	1	1				
	クレーム対応	2	1	1		1	1
	折衝力・交渉力強化	1	1				1
	その他	12	11	18	6	9	9
十勝定住自立圏広域研修	接遇研修	9	3	3	5	6	6
	監督職員研修	5	3	4	1		1
	管理職員研修	5	7	1			1
	その他	9	29	14	1		4
十勝町村会	新規採用職員基礎研修	7	1	3	5	7	4
	2年目職員研修	3	5		4	5	3
	5年目職員研修	3	2	3	4	4	
	法務研修		3	1	1		1
市町村アカデミー	市町村長特別セミナー					1	
	管理職特別セミナー						1
豊頃町	物産販売研修	13	17	17	14	13	17
	自主開催研修				86	58	149
豊頃町教育委員会	報徳町内めぐり	5	3	3			6
計		77	93	73	127	105	206



③ 人事評価制度の適正運用

【総務課】

平成28年度から実施しています。今後も適正な人事評価のため、評価ルールを作成及び評価者研修など制度の浸透を図っていきます。

(3) 職員調査・研究活動の推進

④ 町政自主研修（個人又は小集団）の奨励

【総務課】

令和4年度の実績はありませんでしたが、若い年代の職員比率が増えていることから、職員としての意識啓発やスキルアップを図るための自主的研修を積極的に奨励していきます。

⑤ 災害等非常時におけるワーキンググループの設置

【総務課】

令和3年度に感染症対策に対応した「業務継続計画」及び「避難所運営マニュアル」を策定したことから、これらに基づいた非常時におけるワーキンググループ設置（部会等）を検討し、災害時において早急に対応できる体制を構築します。

⑥ 庁内横断的な経営支援チームの設置

【企画課】

町政に関する課題解決のため、必要に応じて各検討委員会等を設置していますが、平成28年度においては高校生の通学のための足を確保するため「豊頃町地域公共交通検討会議」を企画課が中心となり総務課、住民課、福祉課、施設課、教育課を含めた6課で設置し検討を重ねました。結果、関係各課の連携で早急な対応が図られ平成29年度からはコミュニティバスを増便し高校通学者の利便を図るための時間帯での運行がなされることとなりました。

近年増加している若手職員を中心に事務効率化及び抱える課題の解決に向けて、企画（政策）立案、内容検討を行う。

6 町民サービスの向上

(1) 行政サービスの向上

- ・ 窓口サービスの向上

① 窓口業務の集約化

【関係各課】

窓口業務担当者間で連携しながら速やかに対応することにより総合窓口の機能を充足し、住民に対する利便性の向上を図っています。

② 窓口利用機会の拡大

【関係各課】

時間外における窓口延長受付や臨時的窓口の開設等、必要に応じて実施しています。

令和4年3月から出納係の窓口を役場庁舎1階に移設し、来庁者の利便性の向上を図りました。

③ 事務手続きの簡素化・押印省略

【各課】

新型コロナウイルス感染症の流行の中、将来的なデジタル社会を見据えた行政事務手続き等の簡素化を目指し、令和3年度に条例及びその他例規の見直しを実施しました。今後、地方自治体の行政手続きのオンライン化などに注視しつつ、町民にとって利便性の高い体制の構築引き続き図ってまいります。

(2) 情報通信技術の活用

④ 窓口業務のオンライン化（電子申請）導入

【住民課】

平成25年度に地方税電子申告システムを導入し、給与支払報告書の提出、法人町民税に係る申告・届出、償却資産の申告書などを電子申告により受け付けています。

令和元年10月から地方税共通納税システムを利用し、法人町民税・個人住民税（特別徴収分）の電子納税が出来るようになりました。

令和5年2月からマイナンバーカードを所持している住民は転出届と転入の予約がオンラインで実施できるようになりました。戸籍法の一部を改正する法律により、戸籍の届出における添付書類の省略や本籍地以外での戸籍謄抄本の発行を行うことができるよう準備を進めています。

⑤ テレワーク等の導入

【総務課】

職場においても感染症への危険性を減らすことが今後も重要であり、在宅や遠隔地等での勤務が可能となるテレワークは、その有効な対策の一つです。

ウイズコロナ・ポストコロナの新たな日常及び新しい生活様式に対応した働き方として、テレワークの活用を可能とするため、令和3年度に3台の機器導入をしました。

今後は、具体的な運用方法やセキュリティ対策、取り扱い情報に関する基本的な規定等を定め、円滑に活用してまいります。

(3) 情報提供、情報公開の充実

- ・ 行政情報の提供推進

⑥ 行政関連情報の積極的な提供

【各課】

* 広報紙、ホームページ等による情報の提供

- ・ 職員等の給与・財政運営の状況等～

広報とよころ 4月号において、新年度の町政運営及び予算の概要を、同12月号において前年度決算及び人件費の状況について公開しています。

- ・ その他～

町が進める主要な政策や町財政の現状など、できるだけ多くの情報を公開することで町民皆様にご理解をいただき、「協働のまちづくり」がともに進められるよう情報公開を積極的に推進していきます。

また、ホームページを利用して「新型コロナウイルス感染症」の発生状況についてのお知らせや、「きょうの豊頃」においては、豊頃町における出来事を一早く町内外の皆様にお知らせしております。なお、令和4年度より情報発信システム（LINE）を導入し、町内行政情報を積極的に発信しています。